

World Watching 175

ワールド・ウォッチング



港湾行政・管理運営の 基本的枠組の構築に取り組む カンボジア



六戸 達行

一般財団法人国際臨海開発研究センター
首席研究員



はじめに

カンボジア国公共事業運輸省（MPWT）が検討を進めてきた国家港湾政策は2013年5月10日に閣僚評議会です承、同国で初めて国の港湾開発・管理・運営の基本的方向を定めた公式の港湾政策が策定された。現在、MPWTはこの政策の実現に向け取り組んでいる。新たな行政の枠組の構築には多くの困難も伴うが、2014年7月に決定されたカンボジア国の基本計画である国家戦略開発計画2014-2018（NSDP）にはこの国家港湾政策の目指すところが盛り込まれ、今後、港湾政策の実現に向けた具体的な施策の展開が期待される。



カンボジア国の港湾

カンボジア国にはシャム湾沿及びメコン水系に多くの港湾が存在しているが、外貿コンテナ取扱等本格的な港湾といえるものは海港のシアヌークビル港と河川港のプノンペン港の2港のみである。両港はシアヌークビル自治港（PAS）及びプノンペン自治港（PPAP）により管理運営されているが、その他に州が管理する公共港湾や民間企業が建設・運営する民間港湾もある。近年、民間港湾の活動が拡大することに加え、開発・投資に係る行政のもとで、臨海部の経済特区開発と一体となった大型の民間港湾の建設が進み、また、メコン河岸でも新たな民間港湾の開発計画が提案されている。

カンボジア国の港湾に関しては、PAS及びPPAPの組織設置や業務等を定めた政令（1998年制定）はあるが、港湾全般に関する基本的な事項

を定めた法律はなく、国の港湾全体を統括する仕組みも整っていない。MPWTにも港湾を専属的に所管する部局はなく、民間港湾も含めた全国の港湾を戦略的に開発、運営するためのメカニズムが存在しない中で、それぞれの港湾の開発、運営が進められてきていることが大きな課題となっている。



最初の国家港湾政策の策定

そうしたことを背景に、カンボジア国政府は、2009年に国際協力機構（JICA）の支援による「国家港湾政策・行政システム構築プロジェクト」をスタートさせた。33か月のプロジェクト期間中、MPWT、PAS、PPAPの担当者は、50回を超えるワークショップでの講義・演習、日本での研修、港湾統計の試行等を通じて港湾に関し総合的に学習してきた。また、幹部クラスからなるタスクフォース会議では、日本やASEANをはじめ世界の港湾の事例も参考にしつつ、港湾政策や法制度等に関する議論を重ねた。こうした活動を経て港湾政策、港湾法、港湾統計に関する資料をとりまとめ、2011年11月にプロジェクトは終了した。

MPWTはこのプロジェクト終了後直ぐにプロジェクトの継承タスクフォースの設置に関する省令を制定し、国家港湾政策案の成案化作業を開始した。このタスクフォースは、2012年12月までに6回の会合を開き、閣僚評議会に提出する港湾政策案の検討、作成にあたった。MPWT内や閣僚評議会の委員会等では公平性・持続可能性・近代化の重要性、港湾の公共性、レギュレータとオペレータの役割分担、組織等についての議論があった。それら論点を整理した政策案が5月の定例閣僚評議会です承され、「国家港湾政策／行政システム」と名付けられたカンボジア国最初の国家港湾政策が公式に策定された。



国家港湾政策／行政システムの概要

この港湾政策は、「序」、「ビジョン」、「目標及び目的」、「戦略」、「行動計画」、「監視・評価」、「結論」の本文7章と用語説明からなり、「持続可能性・秩序・安全・保安・利用者の信頼性を備えた港湾を開発するとともに環境の保全に寄与すること」、「港湾の競争優位性を確保・促進すること」、「港湾の開発・利用に民間セクターの参加を促すこと」及び「船社・荷主・荷受人その他港湾利用者に対し港湾の利用促進を図ること」を目的としている。この目的実現のための戦略として「法律及び制度上の枠組の構築」、「インフラの開発」、「人材開発」、「研究並びに統計及び情報の蓄積」、「港湾開発の促進」、「国際及び国内の関係機関との協力」を掲げ、具体的な行動計画（下表参照）を示している。

この政策では、港湾は、日本の港湾の捉え方と同じく、「港湾の活動が行われる指定された水域及び陸域」としている。自治港湾については水域、陸域に関し定めたものはあるが改めて整理が必要といえ、その他の港湾については明確な定めもない現状にある。海、河川に関する行政機関との調整や乾期と雨期とで舟着場が数百m以上も移動するものもある等の現場事情もあり、実際の制度設計にあたっては検討課題も多い。また港湾管理者 (Port Management Body) については「港湾に関する行政・管理・開発、場合によっては港湾運営また港湾の陸域及び水域の保全、に対し責任を有する公共または民間団体」としており、民間の港湾管理者も想定している点が日本とは異なる。現在ある民間港湾の実情も踏まえ、港湾管理者の性格・業務・設置の手順等と併せ、公共と民間での権限の相違や政府との関係等について今後の法制度の整備等にあたり具体的に検討されることとなろう。



政策の実現に向けて

MPWTはこの港湾政策をもとに港湾法案の成案化、港湾開発マスタープランの作成、港湾統計制度の確立、港湾局の設置に強い意欲を示し、その

「国家港湾政策／行政システム」行動計画

制度の構築	港湾の行政・管理・協力・協調・監視・評価のためのメカニズムの構築・改善・強化、全ての港湾に港湾管理者の設置、外貿港湾にハーバースターを配置
法的枠組の制定	港湾及び内陸水運に関する法令の整備、港湾開発マスタープランの策定、緊急時対応計画の作成、統一された港湾統計の様式の作成
港湾の近代化	港湾施設・機器設備・行政手続の近代化の奨励・促進、新たな革新的技術の導入及び活用の奨励・促進、近代的施設・技術を備えた新たな港湾施設の整備を奨励
人材育成	港湾関係者（公務員・職員・雇用者・被雇用者・サービス提供者）の訓練、訓練のための履修課程計画を作成、国内、地域及び国際の各レベルでの協力を一層強化
港湾の開発・運営への民間の参入奨励	開発・運営申請手続における透明性ある情報の提供、港湾統計等透明性ある情報の提供、民間セクターに対する自由・公正・透明性を確保、港湾管理者・運営者・利用者間での協議の場の設置
港湾料金	港湾料金の上限を設定、各港湾による上限の範囲内での料金設定、港湾料金の公表
財政支援	国家予算及びその他資金



総括セミナーの状況（2011.11.03）

方策を探ってきているが、関係機関調整や人材・経験の不足、予算制約等もあって予定通りの進捗にはない。しかし、これら施策は2014年を初年度とする国の基本計画に盛り込まれ、国全体の政策と一体となってこの港湾政策が実現に向けて動き出すことが期待される。



おわりに

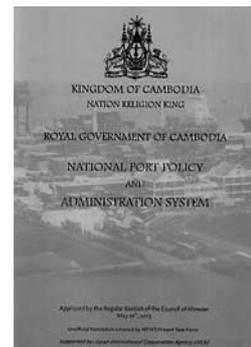
ASEANの港湾を眺めると、近年、インドネシアでは新たなポートオーソリティ制度の定着が図られつつあり、ベトナムでは港湾に係るコンセッションについて定めた政令が制定され、ミャンマーでは1900年代初頭の港湾法に代わる新港湾法が国会に提出されるなど、2015年の共同体形成の動きの中で、港湾制度の改編、構築が進められている。

カンボジア国が、国際経済社会の動向を踏まえた港湾行政・管理運営の基本的枠組を構築することは、国の経済の持続的な成長を実現し、ASEAN共同体の一員としての役割を果たすため重要なテーマといえる。「国家港湾政策／行政システム」にはこのためにMPWTが取り組むべき事項が凝縮されており、政策の実行が注目される。

港湾の制度は各国の歴史や社会経済構造の上に組み立てられていることはいまでもなく、港湾管理者ひとつとってもカンボジアと日本とは異なる。他の国の港湾制度との類似点・相違点の理解は、日本の港湾の在り方を考える際にも役立つものと考えられる。

注1) 記載内容はJICAによる「国家港湾政策・行政システム構築プロジェクト」（2009年3月～2011年11月）及び「港湾行政アドバイザー」（2012年4月～2013年6月）の業務を基にしている。

注2) 国家港湾政策はクメール語で作成されているが、タスクフォースによる英訳(非公式)を付した冊子が取りまとめられている。本稿において政策の説明等で使用した表現はこの英訳を日本語訳したもので公式のものではない。



国家港湾政策／行政システム
クメール語/英語仮訳：
英訳本文6頁1615単語